

届出制手数料届出書

~~届出制手数料変更届出書~~

① 2024 年 11 月 18 日

厚生労働大臣 殿

がいれんこくさいかぶしがいいしゃ
(ふりがな) 外聯国際株式会社②届出者 氏 名 だいひょうとりしまりやく し あいちん
代表取締役 施 愛珍 SHI AIZHEN

職業安定法第32条の3第1項第2号の規定により下記の届出制手数料に係る届出をします。

記

③許 可 番 号	13-ユ- 317657
(ふりがな) ④氏 名 又 は 名 称	がいれんこくさいかぶしがいいしゃ 外聯国際株式会社
(ふりがな) ⑤所 在 地	〒 1 0 4 - 0 0 6 1 電話 03 (5962) 8512 とうきょうとちゅうおうくぎんざはっちようめじゅうばんいちごうふらんしやびる 東京都中央区銀座八丁目 10 番 1 号佛蘭西屋ビル
⑥適用開始・変更予定日	年 月 日
⑦届出・変更届出内容	別紙手数料表による
⑧備 考	総務課総務係 中村 晴希 TEL03-5962-8512



手 数 料 表

サービスの種類及び内容	手数料の額及び負担者
求人受理時の事務費用	0 円 手数料負担者は 求人者 とします。
求人受理後、求人者に求職者を紹介するサービス 【職業紹介サービス】	成功報酬 (期間の定めのない雇用契約の紹介の場合) 当該求職者の就職後1年間に支払われる賃金(内定書や労働条件通知書等に記載されている額)の 30 % (または 500,000 円) 上記のうちどちらか高い方とする。 (期間の定めのある雇用契約の紹介の場合) 当該求職者の就職後、雇用契約期間中(雇用期間が1年を超える場合は最大1年間分)に支払われる賃金(内定書や労働条件通知書等に記載されている額)の 30 % (または 500,000 円) 上記のうちどちらか高い方とする。 手数料負担者は 求人者 とします。
求人の充足に向けた求人者に対する専門的な相談・助言サービス 【職業紹介の付加サービス】 *上記職業紹介サービスに加えて、より専門的な相談・助言の付加サービスを行う場合	成功報酬 当該求職者の就職後1年間に支払われる賃金(内定書や労働条件通知書等に記載されている額)の 30 % (または 500,000 円) 上記のうちどちらか高い方とする。 手数料負担者は 求人者 とします。

上記手数料には、消費税は含まれておりません。別途加算となります。

許可番号 **13-ユ- 317657**

事業所の名称及び所在地

外聯国際株式会社

東京都中央区銀座八丁目10番1号佛蘭西屋ビル2階、3階